

2026 年 8 月 12 日

お客さま 各位

株式会社 F P S
代表取締役 洞 洋平

令和 8 年熊本地震により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

令和 8 年熊本地震により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの地震により、災害救助法が適用された市町村（災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該市町村を含む）において、お客さまからお申し出があった場合、下記のとおり特別措置を講ずることといたしましたので、お知らせいたします。

被災地域の日も早い復旧・復興を、心よりお祈り申し上げます。

1. 対象となるお客さま

2026 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震に伴い災害救助法が適用された市町村において、当社と電力需給契約を締結するお客さま

※ 災害救助法の適用地域は別紙にてご確認ください。

2. 主な特別措置内容

① 電気料金の支払期日の 1 か月間延長

被災されたお客さまの 2026 年 6 月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限り）、2026 年 7 月分、8 月分および 9 月分の電気料金の支払期日をそれぞれ 1 ヶ月間延長いたします。

② 不使用日の電気料金の免除

災害発生日から 6 ヶ月後の末日までの間に限り、被災時から全く電気を使用されなかった日までの電気料金を免除します。

③ 工事費負担金等¹の免除

再建等に伴う工事費負担金、臨時工事費および諸工料については、九州電力送配電株式会社の託送供給等約款に基づき、所定の条件を満たす場合に免除されます。適用を希望されるお客さまは、九州電力送配電株式会社の管轄する配電事業所へお問い合わせください。

④ 使用不能となった設備に相当する基本料金の免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2027 年 1 月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

¹ 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。

3. 特別措置のお申し込み方法

① 電気料金の支払期日の延長、電気料金の免除および使用不能設備に相当する基本料金の免除

本特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記までお問い合わせください。

お申し込みの際は、当社と電力需給契約を締結していること、および特別措置の適用を希望する旨をお伝えください。

【お問い合わせ窓口】

株式会社F P S 営業部

TEL : 03-6897-8870

E-Mail : fps_sales@fps-inc.jp

② 工事費負担金等の免除

工事費負担金、臨時工事費および諸工料の免除を希望されるお客さまは、九州電力送配電株式会社の管轄する配電事業所へお問い合わせください。

お問い合わせ先は、[九州電力送配電株式会社ホームページ](#)をご確認ください。

(※)口座振替により電気料金をお支払いいただいているお客様については、お申し出の時期により、既に決済手続きが完了している場合がございます。また、お支払い期限の延長を適用した場合のお支払方法につきましてはご相談ください。

別紙

令和 8 年熊本地震に係る災害救助法適用地域

◎九州電力送配電管内

< 災害救助法適用日：2026 年 7 月 28 日 >

■災害救助法適用市町村

熊本県：熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、
合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、
上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、
上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

災害救助法の適用地域は今後追加される場合がございます。最新の適用市町村は[こちら](#)から
ご確認いただけます。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合は、同様の特別措置を適用いたします。